九頭竜川中部漁業協同組合　内共第１号第五種共同漁業権遊漁規則

（目　　的）

第１条　この規則は、この組合の有する内共第１号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁業区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、第９条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第５条第１項の遊漁料を同条第３項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限、遊漁期間）

第３条　この組合の区域内においては、同条第２項の規定によるあゆについての公表の日から６０日間は竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

２　下記表①の第１欄の魚種を第２欄の区域において遊漁をする場合は、第３欄の期間に第４欄の漁具・漁法により行うものとする。ただし第１欄の魚種あゆ及びもくずがにについては下記表②の左欄の区域内においては同表中欄の期間中は、もくずがにの採捕は行ってはならない。また、右欄の漁具・漁法以外でのあゆの採捕も行ってはならない。

表①

魚　種	区　　域	期　　間	漁　具・漁　法
あ　ゆ	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	公表した解禁日から11月14日まで	ルアーおよびリールは使用禁止 友　釣：１人１竿、道糸の長さは竿長に1mを加えた長さ、針はおとりあゆの尾びれ末端から10㎝以内で、柳または４本いかり以内 毛針釣：１人１竿、道糸の長さは10m以下 わき投げ網：長さ8m以下、網目3㎝以上、網高80㎝以下 ころ釣（あゆ空かけづり）
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	公表した解禁日から11月30日まで	

こ い ふ な	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	2 月 16 日から 11 月 14 日まで	竿　釣
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
いわな やまめ	九頭竜川の布施田橋橋台下流端から下流の区域及び七瀬川九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋および吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から上流の区域	2 月 16 日から 9 月 30 日まで	竿　釣：餌釣り、ルアー・フライ釣り（ただし、ルアー釣りを行う場合、針はルアーから 3 ㎝以内）
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの区域	2 月 1 日から 5 月 31 日まで	竿　釣：ルアー・フライ釣りに限る（ただし、ルアー釣りを行う場合、針はルアーから 3 ㎝以内）
	九頭竜川の布施田橋橋台下流端から高屋橋橋台下流端までの区域および北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端から上流の区域 九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	2 月 16 日から 5 月 31 日まで	
もくずがに	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から上流の区域	8 月 15 日から 11 月 14 日まで	たも網

表②

区　　域	期　　間	漁　　法
市荒川大橋橋台下流端より下流へ 1600ｍの地点から下流 1800ｍまでの区域	公表した解禁日から 9 月 30 日まで	友釣

北島橋橋台下流端より下流へ 40ｍ地点から浄法寺橋橋台下流端より下流へ2000ｍまでの区域	公表した解禁日から9月30日まで	友釣
五松橋橋台上流端より上流へ500ｍ地点から五松橋橋台上流端より下流へ500ｍまでの区域	公表した解禁日から9月30日まで	友釣

３　前項の公表は、この組合に掲示し、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（全長制限）

第４条　次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚　種	全　　長
ふ　な	１０センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第５条　遊漁料の額は、次のとおりとする。第３項ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚　種	漁具・漁法	期間	遊　漁　料			
			（ア） 中学生以下	（イ） 女性	（ウ） 身体障害者	(ア)(イ)(ウ)欄 以外の者
あ　ゆ	竿釣 (友釣、毛針釣、ころ釣)	１日	無料	3,000円	1,500円	3,000円
		１年	無料	7,500円	7,500円	15,000円
	わき投げ	１年	無料	20,000円	20,000円	20,000円
こい ふな いわな やまめ	竿釣	１日	無料	1,500円	1,500円	1,500円
		１年	無料	6,000円	6,000円	6,000円
もくずがに	たも網	１日	無料	1,500円	1,500円	1,500円
		１年	無料	6,000円	6,000円	6,000円

２　前項の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域でやまめを対象とした遊漁をしようとする者は、同表の右欄の遊漁料を納付するものとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とする。

区　　域	期　間	遊　漁　料
九頭竜川全域 九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	１日	３，０００円
	１年	１０，０００円

3　遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 九頭竜川中部漁業協同組合

福井県吉田郡永平寺町松岡葵１丁目 101 番地

(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

別紙一覧表

(3) その他組合が取扱いを委託したもの

（遊漁承認証に関する事項）

第６条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、別記様式第１号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2　遊漁承認証の交付は、前条第３項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第７条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4　遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

5　遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第８条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2　漁場監視員は、別記様式第２号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第９条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（認可条件に関する事項）

第 10 条　この規則の適用水面は、坂井市三国町宿三国旧防波堤突端と坂井市三国町新保防波堤突端を結ぶ直線及び吉田郡永平寺町市荒川発電所放水路（向かって右端）の先端と当該鉄管の先端から、その鉄管を見通した対岸（勝山市北郷町坂東島）に設置した標柱とを結ぶ直線間における漁業権漁場とする。

（附　　則）

この規則は、令和８年１１月４日から施行する。

別記様式第１号　　遊漁承認証

表面

<table>
<tr><td rowspan="5">写真添付
※年券のみ</td><td colspan="4">住所</td></tr>
<tr><td colspan="4">氏名　　（　　才）</td></tr>
<tr><td colspan="4">生年月日</td></tr>
<tr><td colspan="4">有効期間</td></tr>
<tr><td colspan="4">遊漁料　　円（税込）</td></tr>
<tr><td colspan="2">発行年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>取扱者印</td><td></td><td>違反検印</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">（注）遊漁する場所において、監視員に納付する場合は 3000 円加算</td></tr>
<tr><td colspan="6">令和　　年度　　Ｎｏ，＿＿＿＿

（遊漁期間）
（遊漁区域）

遊漁承認証

九頭竜川中部漁業協同組合　㊞</td></tr>
</table>

裏面

注意事項

（1）遊漁中はこの証を携帯してください。携帯しないで遊漁したときは、当該場所において遊漁料に 3,000 円を加算した額を納付していただきます。
（2）漁場監視員の要求のあったときは、本証を提示してください。
（3）本証の使用は記名者本人に限ります。
（4）本証は再発行、補償、払戻しはいたしません。
（5）遊漁規則を厳守してください。
（6）年券の場合には、最近６ヶ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。貼り付けしていない場合は無効として取り扱います。
（7）あゆ友釣の仕掛け針はおとりあゆの尾びれ末端から 10 ㎝以内で、柳または４本いかり以内とします。リールは使用禁止
やまめ・いわなを釣る場合、布施田橋上流の九頭竜川本流でのエサ釣りは禁止されています。ルアー釣りを行う場合、針はルアーから３㎝以内とします。
（8）落雷には充分気をつけて、高圧線の近くでは、特に感電に注意してください。
（9）遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水がはじまったら直ちに川からあがってください。

当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

(1) 当組合が行っている増殖方法は、稚魚の放流、産卵場造成、あゆ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。

(2) 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解下さい。

別記様式第２号　　漁場監視員証

表

ＮＯ＿＿＿＿

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏　　名
生年月日

有効期間

発行者
九頭竜川中部漁業協同組合　㊞

裏

注意事項

(1) 漁場監視員は厳正公平を旨として冷静に職務遂行にあたる。

(2) 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

(3) 遊漁者に対しては楽しく釣りができるように、言語態度を温和にし、便宜を与える。

遊漁証取扱店一覧

ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ勝山北郷店	勝山市北郷町坂東島 8-8
坂東島塾　（笠川末子）	勝山市北郷町坂東島 30－54
竹乃家	吉田郡永平寺町藤巻 64－1－5
南部一之	吉田郡永平寺町栗住波 5－25
おとり鮎　もりいし	吉田郡永平寺町牧福島 24－9－1
松倉権一	吉田郡永平寺町轟 18－15
ローソン永平寺花谷店	吉田郡永平寺町花谷 4-8-1
つむろや旅館	吉田郡永平寺町東古市 13－26
木下つり具	吉田郡永平寺町松岡薬師 1－25
旅館松岡サウナ	吉田郡永平寺町松岡薬師 3－89
末永鮎店	吉田郡永平寺町松岡神明 2－32
金鎮均	吉田郡永平寺町松岡椚 32
坪田釣具店	吉田郡永平寺町松岡神明 32－10－1
九頭竜	吉田郡永平寺町松岡椚 32－43
さぎり屋	吉田郡永平寺町松岡上合月 36-50
ﾌﾗｲﾌｨｯｼﾝｸﾞｼｮｯﾌﾟロゼ	吉田郡永平寺町松岡下合月 33-14-1
粟田勝秀	福井市北四ツ居３丁目１７－８
尾崎おとり店	福井市菅谷 2－4－17
上州屋　新福井店	福井市開発 4 丁目 311
ﾌｨｯｼｬｰｽﾞ　福井店	福井市高柳 2 丁目 623
ﾌｨｯｼﾝｸﾞｼｮｯﾌﾟ　フナヤ	福井市二の宮２丁目 27-9
ﾌｨｯｼﾝｸﾞ　ポイント	福井市八ツ島町 31－601
釣日記	福井市中角 13－19－1
越前ﾌｨｯｼﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	福井市三郎丸町 3－1105
ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ FC 丸岡磯部島店	坂井市丸岡町磯部島 9-20-1
はんや	坂井市丸岡町本町 1－16
伊藤純也	あわら市上番 50－51
小林釣具店	鯖江市三六町 21－1－5
ステップワン（ドクタータックル）	福井市経田２丁目１００５番地

遊漁規則の施行の日

昭和５８年　９月　１日	
平成　元年　５月　２日	一部変更認可
平成　４年　５月２９日	〃
平成　５年　９月　１日	〃
平成　８年　５月３１日	〃
平成１０年　６月２６日	〃
平成１０年１２月２５日	〃
平成１２年　４月１８日	〃
平成１５年　４月２２日	〃
平成２４年　６月１５日	〃
平成２５年　９月　１日	〃
平成３０年　５月２９日	〃
令和　元年　５月３１日	〃
令和　５年　９月　１日	〃
令和　６年　５月１４日	〃
令和　７年　５月　８日	〃
令和　８年１１月　４日	〃